

国民年金だより

問い合わせ先

市民課 ☎40-5556

栃木年金事務所 ☎0282-22-6074、4134

あなたも国民年金を増やしませんか？ 付加年金についてのご案内

●第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされ支給される制度です（厚生年金などの加入者や、その人に扶養されている第3号被保険者は加入できません。なお、農業者年金に加入している人は必ず納付しなければなりません。）。

付加保険料は月額400円になり、受給額は200円×付加保険料納付月数になります。

★例えば、65歳から受給した場合

付加保険料を10年間（120月）納付した場合は、

・付加保険料（納付額）は、

400円×10年（120月）=48,000円

・付加年金額（受給額）は、

200円×10年（120月）=24,000円（年額）

となり、付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になります。

●付加年金は、申し込みの日から加入となります。

・付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。

・付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

（注）老齢基礎年金を繰上げ・繰下げ請求した場合は、付加年金も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

・国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することができません。

・付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月の末日（休日・祝日の場合は翌営業日）です。

加入を希望される方は、年金手帳と印鑑をお持ちのうえ、各庁舎市民課へお越しください。

「消えた年金」問題 年金記録の回復が早くなります

次の基準の当てはまる方は、年金記録第三者委員会で審議することなく、年金事務所の調査で、記録を回復できます。

年金事務所で迅速に記録を回復できる基準が次のとおり追加されました

1. 厚生年金 ～標準報酬月額の変更の疑い～

・6か月以上さかのぼって標準報酬月額が大きく引き下げられている記録が、事実と反していると疑われるなどの条件を満たす場合

2. 厚生年金 ～脱退手当金の誤った支給記録～

・昭和49年まで発行されていた厚生年金の被保険者証に、脱退手当金を支給した表示（**脱**）がないなどの条件を満たす場合

・脱退手当金の支給日より前にその計算基礎にされていない厚生年金の期間があるなどの条件を満たす場合

3. 国民年金 ～2年以下の記録もれ～

・保険料納付記録がもれていると思われる期間が2年以下であって、その他の期間は納付済みであるなどの一定の条件を満たす場合

このほかにも、確定申告の控えが残っている場合や、お勤めの事業所が廃止された後に厚生年金の加入記録がさかのぼって変更されている場合などの回復基準があります。

詳しくは、栃木年金事務所に問い合わせください。

